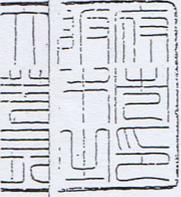


25.6.28



立命館大学大阪茨木新キャンパス  
土地使用貸借契約書



貸主 茨木市（以下「甲」という。）と、借主 学校法人 立命館（以下「乙」という。）は、平成23年12月20日に締結した「立命館大学大阪茨木新キャンパス設置に関わる基本協定書に基づく覚書」第1条に基づき、甲の所有する土地の使用に関し、次のとおり使用貸借契約を締結する。

（目的物件）

第1条 甲は、下記「（土地の表示）」に記載の甲が所有する土地（以下「本件土地」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（土地の表示）

所在：大阪府茨木市岩倉町1番2  
地目：宅地  
地積：15,000.00平方メートル

（使用目的）

第2条 乙は、本件土地に教育研究及び市民利用に供する大学施設並びに設備（以下「大学施設等」という。）を設置し、これを使用する。

（使用貸借期間）

第3条 本件土地の使用貸借期間は、2013年7月1日から2075年3月31日までとする。

2 甲又は乙は、前項の使用貸借期間満了の1年前までに相手方に対して書面による何らの意思表示がない場合は、本件土地の使用貸借期間を期間満了の日の翌日から更に10年間、自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（引渡条件）

第4条 甲は乙に対し、現状有姿のまま本件土地を引渡すものとする。

（善管注意義務）

第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件土地を使用する義務を負うものとする。

(禁止事項)

第6条 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく本件土地を使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

2 甲は、本契約に基づく乙が本件土地を使用する権利を喪失せしめ、若しくはその権利に制限が及び、又はそれらのおそれを生じることとなる本件土地に関する一切の処分行為を行わない。

(登記)

第7条 乙が本件土地に設置する大学施設等については、乙の名義で所有権保存登記をするものとする。

(損害賠償及び免責)

第8条 天災地変その他乙の責に帰す事の出来ない事由により、本件土地の全部又は一部が滅失もしくは毀損した場合は、乙はその損害を賠償する責めを負わず、本契約は当然に終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙がなお継続して本件土地の使用を希望する場合は、甲はこれに応じるものとする。

(契約の解約)

第9条 甲が本契約を解約しようとするときは、第3条第1項に定める使用貸借期間の終期が経過した後、1年間の予告期間をおいたうえで、乙に申し出るものとする。

2 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないと認めるときは、本契約の解約を乙に申し出ることができる。

3 前2項の規定による申し出があったときは、甲乙協議を行い、双方合意のうえ、本契約を解約することができる。

4 乙が本契約を解約しようとするときは、甲に相当の予告期間をおいて予告するものとする。

(原状回復義務)

第10条 乙は、使用貸借契約が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解約されたときは、本件土地内に設置した施設、設備及び乙の所有物を撤去し、本件土地を原状に回復のうえ、甲乙が相互に合意のうえ定めた期日に、本件土地を甲に返還するものとする。

- 2 乙が本件土地を返還した後に、本件土地内に甲の承諾を得ていない乙の残置した乙の所有物があるときは、甲は乙がその所有権を放棄したものとみなし、任意にこれを処分することができる。この場合、処分に要した保管料、運送料、廃棄料その他の費用は乙の負担とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を得たうえで、乙の設置した施設、設備及びその他乙の所有物を撤去せずに、本件土地を現状有姿にて甲に返還することができる。

#### (秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、相手方より秘密情報である旨を示され開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を本契約の履行以外の目的に供してはならず、また第三者に漏えい、開示してはならない。ただし、開示を受けた秘密情報が以下のいずれか一つに該当するときは、この限りではない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知である情報
- (2) 開示後に自己の責によらない事由により公知となった情報
- (3) 相手方より開示を受けるまでに機密保持義務を負うことなく取得済みであった情報
- (4) 法令上の義務に基づき開示をしなければならなくなった情報

2 前項の定めは、本契約終了後も有効に継続する。

#### (公租公課等)

第12条 本件土地にかかる一切の公租公課費用については、甲の負担とする。ただし、乙が本件土地に設置した大学施設等にかかる公租公課については、乙の負担とする。

#### (信義誠実)

第13条 乙は、社会における教育研究の向上と発展を目指した誠実なる借主として、甲は乙の永続的教育環境の担保に協力する土地の所有者として、相互の立場を理解し協力するものとする。

#### (合意管轄)

第14条 本契約に関し紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

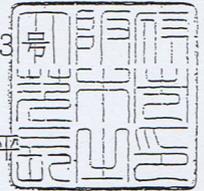
(協議事項)

第15条 本契約に定めなき事項又は契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成25年6月28日

甲 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市  
代表者 茨木市長 木本 保平



乙 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地  
学校法人 立命館  
理事長 長田 豊臣

